第12章 地区ガバナー・
第１および第２副地区ガバナーの選出

地区ガバナーおよび第１･第２副地区ガバナーの選出は､地区運営の基本にかかわる最重要事項で、結果いかんではその地区の盛衰を左右するとさえ言われています。選出に当たっては、国際会則、複合地区会則をはじめ地区の定めた諸規則、諸内規に従って適確な届出が必要です。そのうえで、地区大会における選挙が実施されます。

ライオンズクラブでは候補者が一人の場合でも規則通りに選挙が行われることになっています。しかし、なによりも大切なことは、ライオニズムの基本を身につけた立派な人物を選び出すことです。そのために民主的で、会員の意志の反映され易い、しかも会員にわかり易い選ばれ方が求められています。

1.　地区ガバナーの選出と資格について

地区ガバナー候補者の資格を定めた国際会則が、第 76 回ミネアポリス国際大会（1993 年７月）で改正され、1995 年７月１日に発効しました。

改正の要点は「副地区ガバナーとして半期以上務めた者でなければならない」となったことです。現職の副地区ガバナーが次期の地区ガバナーに立候補することが期待され、立候補した場合は、他の者は立候補できないというものでした。

これによって従来、ルテナント・ガバナーが任意制であったときに、地区ガバナー選挙でルテナント・ガバナーが他の候補者に破れるという例が時としてありましたが、そのような心配はなくなったわけです。さらに、2008 年開催の第 91 回バンコク国際大会より第１および第２副地区ガバナーの２人制となり、現在は国際付則第９条第４項（c）により、「現在所属地区の第１副地区ガバナーを務めている者であること」となっております。

それでは、現職の第１副地区ガバナーは、そのまま地区ガバナーに累進するのかといいますと、やはり地区大会におけるガバナー選挙を経て選出されることになります。国際第１副会長から国際会長に進む場合、国際大会の投票を要するのと同じように、ライオンズクラブにおいては、対立候補がなくても選出を要する各レベルの役員はすべて選挙を経ることになっています。

従って、現職第１副地区ガバナーは、地区ガバナー立候補者届出規則によって期限内に届出て、地区年次大会議事規則に基づき選挙されることになります。

それでは、現職の第１副地区ガバナーが、次期の地区ガバナーに立候補しない場合、または地区年次大会の開催時点で空席の場合はどうなるのでしょうか。

この点については、国際付則第９条第４項（d）にこう定められています。

「現在の第１副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会の時点で第１副地区ガバナー職が空席である場合に限って、本付則および会則に定められている第２副地区ガバナーの条件を満たし、現在地区キャビネット構成員を務めているか、あるいは１年以上務めた経験がある会員はすべて、本条（c）項（現在、第 1 副地区ガバナーを務めている者）の条件を満たしている

ものとみなされる」。

即ち、第２副地区ガバナー候補者の資格のうえに、地区キャビネット構成員として現在務めているか、あるいは１年務めた経験のある会員は誰でも立候補できるわけです。

2.　第１および第２副地区ガバナーの選出と資格について

副地区ガバナーは従来、ルテナント・ガバナー（Lieutenant Governor）と称し、設置するかどうかは地区の任意によるものでしたが、第 74 回ブリスベン国際大会（1991 年６月）における国際会則の改正により、1994 年７月１日までに必ず選出しなければならないことになりました。

また、第 76 回ミネアポリス国際大会（1993 年７月）において、その名称が副地区ガバナー（Vice District Governor）と改められました。さらに、第 91 回バンコク国際大会（2008 年６月）において、第１および第２副地区ガバナーの２人制に改められました。

第１副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、主席補佐役を務める地区役員であります。次の年度には地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

第２副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、第１副地区ガバナーとともに地区ガバナーの補佐役を務め、次の年度には第１副地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

従って、地区年次大会議事規則には、第１および第２副地区ガバナー選出の方法を明記しておく必要があります。

国際付則第 9 条第 6 項(b)(c)　第 1 および第 2 副地区ガバナーの選挙

第１および第２副地区ガバナーの選挙は、その地区（単一/準/複合）の会則および付則の規定に従って実施される。第１および第２副地区ガバナーの選挙結果については、その地区の現職地区ガバナーと国際協会駐在員のいずれか、または両方が国際本部に報告する。

A. 第１副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

(1)　所属単一または準地区内のグッド･スタンディングのチャータークラブに所属するグッド･スタンディングの正会員であること

(2)　所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受けていること

(3)　現在、所属地区第２副地区ガバナーを務めている者でなければならない

(4)　現在の第２副地区ガバナーが第１副地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会の時点で第２副地区ガバナー職が空席である場合に限って、本付則および会則に定められている第２副地区ガバナーの資格を満たしているクラブ会員は誰でも上記（3）の条件を満たしているものとみなされる

B. 第２副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

(1)　所属単一または準地区内のグッド･スタンディングのチャータークラブに所属するグッド･スタンディングの正会員であること

⑵ 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受けていること

⑶ 第２副地区ガバナー就任時点で以下の条件を満たしていること

(a) クラブ会長として全期または任期の過半を、そして、理事会構成員として更に２年以上を務めていること

(b) ①ゾーン・チェアパーソン、②リジョン・チェアパーソン、③キャビネット幹事、④キャビネット会計のいずれかの役職者として、全期または任期の過半を務めていること

(c) 上記のいずれの役職も、同時に務めることはできない

3. 第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者の人選に当たって

(1) 候補者の基本的条件

会則（国際付則第９条第６項（b）(c)）上の資格を必ず持った人であることは絶対条件ですが、その他に、人格・識見と併せてライオニズムの知識を備え、しかも地区のリーダーとなり得る素質を持つ人が強く求められます。

そして、当然のことながら、第２副地区ガバナー、第１副地区ガバナー、地区ガバナー、前地区ガバナーを務める四年間は、ライオニズムのため体力と時間を提供できる人でなければなりません。

また、少なくとも第１および第２副地区ガバナー就任時とガバナー・エレクトのときおよび地区ガバナー終了時の国際大会、東洋・東南アジアフォーラム等には義務として出席しなければなりません。

以上のようなことが、第１および第２副地区ガバナー候補者の基本的条件といえるでしょう。

(2) 候補者の選び方

336 複合地区内の各準地区では、従来から地区ガバナーをリジョンのローテーションによって選び出してきましたので、第２副地区ガバナーもそれに準じたローテーション方式がとられています。

しかし、各準地区とも第２副地区ガバナーの資格保持者は年々増加しており、それにつれて複数の意欲ある立候補者が出てくることも考慮に入れ、対応しておく必要があります。元来、次期の地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナーの選出は、現職ガバナーの重要な任務の一つです。もしも立候補者がいないという事態が生じますと、大変なことになります。

そこで、地区ガバナーとしては、地区内の調和を図りつつ、可能な限り立派な候補者を立てたいということから、現在のリジョンによるローテーションが採用されているものと解釈できます。ローテーションに当たるリジョンで選考された候補者は、キャビネット会議の承認を得て、キャビネット推薦の候補者となります。

もちろん、その場合でも、他の立候補者を制限するものではありません。この点は充分徹底させる必要があります。

しかし従来の例では、立候補者はキャビネット推薦候補１名に絞られたかたちとなり、地区大会の選挙では、極めて形式的なセレモニーに終わっている場合がほとんどです。もちろん、当複合地区以外の地区では、毎年度のように複数の候補者が地区年次大会の場で、投票により争う状態が、あたかも当然のように続いているところもあります。

どちらの状態が良いかは、意見の分かれるところですが、いずれにせよ候補者探しに大童となった時期は過ぎたように思われます。

(3)　キャビネット推薦候補の決め方

キャビネット推薦候補やリジョン・ローテーションのあり方については、いろいろな意見がありますが、その論議はしばらく置くとして、ここでは、336 複合地区内の各準地区で実施されている第２副地区ガバナー選出のためのキャビネット推薦候補のあり方を記載します。

キャビネット推薦候補のあり方としては、まず、「地区ガバナーがその責任において、地区の永遠の発展のため、ライオニズムの基本を身につけた立派な人物を推薦する」ということが基本です。その基本理念に基づいて、リジョン・ローテーションによって当該リジョンの中から選び出すわけです。

リジョン内においては、少なくとも多くの会員の意志を反映した民主的な選考方法がとられ、しかも会員にわかりやすい、みんなで支持することのできる候補者を選び出すことに努めるべきです。

4.　第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者推薦に関する地区内規の参考例

336-　　地区キャビネット推薦第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者選考要領(例)

1. 目　的

   336-__地区の地区ガバナー・キャビネット（以下キャビネットという）は、第１および第２副地区ガバナー選出に当り、その任務が十分遂行でき、しかも次年度・次々年度地区ガバナーとしても最適な人物であることを認め、「キャビネット推薦第１および第２副地区ガバナー候補者」（以下推薦候補者という）を指名する。

   推薦候補者の選考を円滑にするためにこの要領を設ける。

2. 選考基準

   (1)　国際付則第９条第６項（b）（c）第１および第２副地区ガバナー候補者の資格を持つ地区内のクラブ会員であること。

   (2)　最近のライオンズ知識を習得し、リーダーとしての資質を備え、健康であること。

   (3)　国際付則第 10 条第２項（b）の第１副地区ガバナー、第 10 条第２項（c）の第２副地区ガバナーのハードな任務を遂行できる人。

   (4)　次年度・次々年度地区ガバナーとなるにふさわしい人物。でき得れば、さらに上位の国際役員に立候補可能な若い指導者が望ましい。

3. 選考手順

(1) 推薦候補者の選出リジョン・ローテーションを別表で定める。
別表の作成・改正はキャビネット会議の議決による。

(2) 各リジョンはローテーションに支障をきたさないよう最善の努力を払うものとする。
該当するリジョンは、選出される前々年 12 月末までにローテーションに従うことが可能かどうかをリジョン内会議で決め、地区ガバナーに報告する。

(3) 毎年度第３回キャビネット会議で別表の確認が行われる。
やむを得ず別表改正を要する場合は、キャビネット会議で議決し、理由を明記して次期へ申し送る。
なお、ローテーションに沿うことが出来なかったリジョンは、別表の最後に回る。

(4) 推薦候補者の氏名は、遅くとも、選出される前年 8 月までに、地区ガバナーに文書で報告する。
その際、リジョン内会議の要録、候補者の経歴書、所属クラブの推薦状を添付する。

(5) 地区ガバナーは上記報告書をキャビネット会議に提出し、推薦候補者の承認を得る。

4. 地区の合同会議

(1) 地区ガバナーは、推薦候補者選考を円滑にするため下記会議を開き、助言を求める。
出席者は、地区特別名誉顧問、地区名誉顧問、第１副地区ガバナー、第２副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、地区ガバナーが必要とする元地区ガバナーなど。会議は毎キャビネット会議の直前または必要に応じ開かれる。

(2) 会議の取りまとめは地区名誉顧問会議長が当り、欠席の場合はキャビネット幹事がこれに代わり、キャビネット会議へ報告する。

5. リジョン内会議

(1) 当該リジョンは選出される前年度に、出来るだけ早く推薦候補者のリジョン内選考会議を開く。
会議はリジョン・チェアパーソンが招集、主宰する。
出席者はリジョン所属の元国際理事、前・元地区ガバナー、地区役員・委員のほかリジョン・チェアパーソンが必要とする者。

(2) 会議では、リジョン内の第１および第２副地区ガバナー候補者資格を持つ全員のリストを配布し、その中から選考基準に合った候補者を選ぶ。
会議の模様は上記合同会議に報告する。

(3) 会議の要点は、その都度、議事要録を作成し、次期リジョン・チェアパーソンに申し送る。

20　年　　月　　日制定

地区ガバナー並びに第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者推薦に関する内規(例)

1．ライオンズクラブ国際協会 336-__地区の融和と協調を図るため、地区ガバナー並びに第 1 およ

び第２副地区ガバナー推薦委員会を設け、次の規則によって運営する。

２．(a)　地区ガバナーは、就任後早期に推薦委員を任命する。
委員には、名誉顧問、キャビネット幹事、および全リジョン・チェアパーソンを充てるものとし、委員長、副委員長は名誉顧問の中より互選により決める。

(b)　委員長は適宜委員会を招集し、地域的調和を図りつつ選出リジョンを決定する。

(c)　決定したリジョンは、そのリジョン内の名誉顧問および地区役員をもって、推薦会議を開き、地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー候補適格者を選出し、これを委員長に報告する。

(d)　これを受けて、委員長は委員会を招集し、推薦する地区ガバナー候補者一名並びに第１および第２副地区ガバナー候補者各一名を決定し、地区ガバナーに報告する。

(e)　候補者の推薦には委員会出席者全員の同意を要する。

(f)　決定したリジョンに推薦困難な事情が起こった時は、そのリジョンのリジョン・チェアパーソンは、この旨を直ちに委員長に報告しなければならない。その最終期限は第２回キャビネット会議の前日とする。

(g)　委員長は速やかに委員会を招集し、同じ方法をもって次の候補を決めるよう努力し、最終的には地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー就任の年の前年の 12 月 20 日までには候補者の推薦を決定するものとする。

３．原則として、特に問題がない場合、第２副地区ガバナーは次年度の第１副地区ガバナーに、また第１副地区ガバナーは次年度の地区ガバナーに就任する事とする。

４．本内規は、長期計画の立場から次の候補者の推薦についても審議することが出来る。

５．本内規の改廃は、地区キャビネット会議の決議によらなければならない。

６．委員長欠席のときは、副委員長が代行する。

20　年　　月　　日制定

地区ガバナー候補者並びに第１および第２副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則(例)

ライオンズクラブ国際協会 336-＿＿地区の次期地区ガバナー候補者と第１および第２副地区ガバナー候補者の推薦にあたっては、地区キャビネット会議でそれぞれの推薦候補者について、従来からのローテーションにより選出するリジョンが決定された後に、該当リジョンにおいて以下に定める事項に従い、円滑に推薦候補の選出を行う事を目的とする。

第１章　推薦委員会

１．名　称

本組織の名称を地区ガバナー候補者並びに第１および第２副地区ガバナー候補者推薦委員会（以下推薦委員会）とする。

１．目　的

地区大会の場において地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナーが円滑に選出されるため定員数の候補者を推薦することを目的とする。

２．構　成

推薦委員会は選出リジョン内の元国際会長、元国際理事、元ガバナーおよび当年度のリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長、地区委員をもって構成する。

3．推薦要望書の提出

本推薦委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる地区年次大会と同一年度の 8 月 15 日までに、推薦要望書をクラブ会長経由で推薦委員会に提出しなければならない。

4．推薦委員会

(1) 推薦を希望する候補者がある場合、推薦委員会は選挙の行われる地区年次大会と同一年度の 8 月 20 日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時、場所で会合を開き、委員長を互選する。

(2) 推薦委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。

(3) 推薦委員会は推薦を希望する候補者が国際付則第９条第４項、国際付則第９条第６項(b)(c) に定める有資格者であることを確認する。

6. 推薦委員会による調停

推薦委員会は推薦希望者が定員数以上に亘る場合は、同一年度の 9 月 20 日までに推薦希望者が定員数となるように調停による円満な解決を図る。

7. 推薦人

推薦人は推薦委員会構成員の外に、7 月 1 日現在（正確には国際大会閉会時）の地区キャビネットの記録に基づき、当該リジョンの各クラブ会員 30 名につき、およびその過半数以上の端数につき 1 名、30 名未満のクラブは 1 名をクラブで正式に選出した推薦人として加える。推薦人はいずれも本人の意志に基づいて投票する権限をもつ。

8. 推薦人による推薦

(1) 調停によって推薦希望者を定員数にまとめることが出来ない場合は、推薦委員会は 10 月 5 日までにすべての推薦希望者の氏名、履歴などを公平に公表し、10 月 15 日までに推薦投票を求めなければならない。

(2) 推薦投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって推薦委員会の推薦候補者とする。

(3) 推薦候補者が死亡した場合およびこれに類する緊急を要する場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。

第２章　推薦投票管理委員会

1. 名　称

本組織の名称を推薦投票管理委員会（以下管理委員会）とする。

2. 目　的

推薦投票を行うにあたり、公正な投票運営と管理を行うことを目的とする。

3. 構　成

管理委員会は、推薦委員長の指名により選出リジョンの前年度に任務を終わったリジョン内の地区役員・委員をもって構成する。

4. 管理委員会

(1) 推薦委員会が候補を推薦投票により選出することを決定した場合は、9 月 20 日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時場所で管理委員会を開き委員長を互選する。

(2) 管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。

(3) 管理委員会は推薦投票人名簿を作成し推薦投票人全員に通知する。

但し、管理委員は推薦投票人になる事は出来ない。

(4)　管理委員会で決定した推薦投票の日時、場所を告知すると同時に下記事項を行う。

イ．委員長より調停の経過報告。

ロ．推薦希望者より所信表明文配布。

ハ．推薦投票方法と開票日の発表。

(5)　推薦投票の順序

① 推薦希望者の紹介、スピーチおよび投票用紙の記載順序は予め、推薦希望者またはその代理人の抽選により定める。

② 管理委員長は推薦希望者を会場において紹介する。

③ 紹介を受けた推薦希望者はそれぞれ５分間以内のスピーチを行うことが出来る。

④ 投票権は出席した推薦投票人（以下投票人）に限るものとする。

⑤ 推薦投票用紙は登録の際、投票用紙交付所において管理委員会より交付を受けるものとする。この際投票人名簿と投票用紙に管理委員会の割印を押してこれを交付する。

⑥ 推薦投票用紙には各候補者の氏名およびその上に記入欄を印刷したものを用いる。

⑦ 推薦投票の表示は自己の投票しようとする立候補者の内、1 名のみ氏名の上の記入欄に〇印を記入するものとし、無記名投票による。

⑧ 委員会は所定の選挙時間終了後直ちに投票箱を開票所に集結し開票を行う。

⑨ 開票立会人　推薦投票の開票に当たっては、推薦希望者が所属するクラブより３名の立会人を立ち会せることが出来る。但し推薦人は立会者となることは出来ない。

⑩ 次の投票は無効とする。

イ．所定の推薦用紙以外の推薦用紙を用いたもの。

ロ．指定の記入欄以外に記号を記入したもの。

ハ．〇印以外の記号を記入したもの。

ニ．複数の立候補者に記入したもの。

ホ．記号の記入の無いもの。

ヘ．他事記入のもの。

⑪ 開票中は「委員会」および「委員長」が認めた要員の外は、開票所に立ち入ることは出来ない。

⑫ 管理委員長は開票終了後直ちに自己および開票立会人の署名した開票結果報告書を作成の上、推薦委員長に報告する。

(6)　推薦の決定

推薦希望者が複数の場合は、最高得票を得たものを地区ガバナー並びに第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者として推薦する。

第３章　地区ガバナーへの届け出および諸経費

1. リジョンにおいて定員数の推薦候補者が決定次第、速やかに推薦委員長および管理委員長連名で、地区ガバナーに次期地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー推薦候補者を所定の様式により届け出を行う。
2. 推薦候補者のうちガバナー候補者が立候補届け出の際は、地区幹事、地区会計予定者も同時に届け出るものとする。但し、第１および第２副地区ガバナー立候補者はその必要がない。

3. 推薦委員会並びに管理委員会に要した経費のうち、事務経費については５万円を限度として地区キャビネットが負担し、会合のための会食、会場費などは参加者より徴収する。
4. この規制の改正はキャビネット会議の議決後、地区年次大会代議員総会の議を経て決議される。

第４章　補遺

1. 第１および第２副地区ガバナーが任期途中で空席となった場合は、複合地区会則第 15 条２（c）により補充するが、原則として空席前と同一リジョンより補充することとする。
2. ローテーションによる選出リジョンは、毎年度第４回地区キャビネット会議で確認し、次期地区キャビネットへ申し送る。
   その際、次期の次の年度の候補者の選出困難なリジョンは、リジョン・チェアパーソンより地区ガバナーに申し入れ、次のリジョンが繰り上がりのローテーション表の改訂を行うこととする。
3. 上記ローテーション確認に支障をきたさないように、当該リジョン・チェアパーソンは、早目にリジョン会議を開催し、候補の人選に当たる。

（20　　年　　月　　日）

20　　～ 20　　年度 336-　　地区
地区ガバナー(第1・第2副地区ガバナー)立候補届出書

ライオンズクラブ国際協会 336-　　地区

地区ガバナー　　殿

整理 No.		届出年月日	年　月　日
リジョン	ゾーン	ライオンズクラブ	
氏名（ふりがな）			
生年月日	年　月　日生　（　歳）		
住所（ふりがな）	〒		
電話・FAX	TEL :　FAX :		
ライオン歴			
学　歴			
家　族			
公職・受位・受賞・罰			
現在勤務している法人・団体などの内容			

私儀、ライオンズクラブ国際協会 336-　　地区 20　　～20　　年度地区ガバナー（第1・第2副地区ガバナー）として立候補いたしたく、クラブ推薦状を添え上記の通り届出いたします。

20　　年　　月　　日

ライオンズクラブ

署　名　　印

20　　年　　月　　日

地区ガバナー候補者推薦状

20　　～20　　年度336-　　地区ガバナーの候補者として、当クラブ会員　　
を推薦致します。

　　リジョン　　ゾーン　　ライオンズクラブ

会　長　署名　　印

幹　事　署名　　印

会　計　署名　　印

地区ガバナー立候補者 氏名（ふりがな）	
自　宅　住　所	〒
勤　務　先	
役　職	
勤務先所在地	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

キャビネット幹事 予定者氏名(ふりがな)	
自　宅　住　所	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

キャビネット会計 予定者氏名(ふりがな)	
自　宅　住　所	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

地 区 ガ バ ナ ー 候 補 者 略 歴

（国際付則第９条第４項 参照）

ライオンズクラブ 入　会　日	年　月　日			
正　会　員	年　月　日	チャーター・ メ ン バ ー	年　月　日	
受賞の有無	出　席　賞			
	キ　ー　賞			
	シェブロン賞			
	そ　の　他			
結婚の有無		子供の数	人	
（ふりがな） 配偶者氏名				
趣　味				

地区ガバナー候補者の資格条件

（国際付則第９条第４項の規定に伴う）

a. グッド・スタンディングの正会員である。　はい　いいえ

b. 所属クラブで推薦した例会開催日　年　月　日

c.

(1)	所属クラブ会長		～	年度
	理事会構成員		～	年度
(2)	第１副地区ガバナー		～	年度
	第２副地区ガバナー		～	年度
(3)	ゾーン・チェアパーソン		～	年度
	リジョン・チェアパーソン		～	年度
	キャビネット幹事		～	年度
	キャビネット会計		～	年度
	その他の地区キャビネット構成員	役職		
			～	年度

20　　年　　月　　日

第1(第2)副地区ガバナー候補者推薦状

20　～20　年度336-　地区第1（第2）副地区ガバナーの候補者として、
当クラブ会員　　を推薦致します。

　リジョン　ゾーン　　ライオンズクラブ

会　長　署名　　印

幹　事　署名　　印

会　計　署名　　印

第1（第2）副地区ガバナー立候補者氏名（ふりがな）	
自宅住所	〒
勤務先	
役職	
勤務先所在地	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

第 1副 地 区 ガバナー候 補 者 略 歴

（国際付則第９条第６項(b)参照）

ライオンズクラブ 入　会　日	年　月　日			
正　会　員	年　月　日	チャーター・ メ ン バ ー	年　月　日	
受 賞 の 有 無	出　席　賞			
	キ　ー　賞			
	シェブロン賞			
	そ　の　他			
結 婚 の 有 無		子 供 の 数	人	
（ふりがな） 配 偶 者 氏 名				
趣　味				

第 1 副地区ガバナー候補者の資格条件

（国際付則第９条第６項(b)の規定に伴う）

a. グッド・スタンディングの正会員である。　はい　いいえ

b. 所属クラブで推薦した例会開催日　年　月　日

c. (1) 所属クラブ会長 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

理事会構成員 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

(2) 第２副地区ガバナー ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

(3) ゾーン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

リジョン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット幹事 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット会計 ＿＿＿＿ ～ 年度

その他の地区キャビネット構成員　役職

＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

第2副地区ガバナー候補者略歴

（国際付則第９条第６項(c)参照）

ライオンズクラブ入会日	年　月　日			
正会員	年　月　日	チャーター・メンバー	年　月　日	
受賞の有無	出席賞			
	キー賞			
	シェブロン賞			
	その他			
結婚の有無		子供の数	人	
（ふりがな）配偶者氏名				
趣味				

第２副地区ガバナー候補者の資格条件

（国際付則第９条第６項(c)の規定に伴う）

a. グッド・スタンディングの正会員である。　はい　いいえ

b. 所属クラブで推薦した例会開催日　年　月　日

c. (1) 所属クラブ会長 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

理事会構成員 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

(2) ゾーン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

リジョン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット幹事 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット会計 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

その他の地区キャビネット構成員　役職

＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

指名委員会チェックリスト
地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。又は、現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。
  - ☐ クラブ会長：　務めた年度＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会　務めた年度＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会　務めた年度＿＿＿＿＿＿
  - ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける）　務めた年度＿＿＿＿＿＿
    - ☐ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン　務めた年度＿＿＿＿＿＿
    - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計　務めた年度＿＿＿＿＿＿
  - ☐ 上記に加え、更にもう１年地区キャビネット構成員を務めた。
    務めた役職：＿＿＿＿＿＿　務めた年度＿＿＿＿＿＿

**所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ５日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第９条第４項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿
指名委員会委員長　日付

＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿
指名委員会メンバー　日付

指名委員会チェックリスト
第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。又は、現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。
  - ☐ クラブ会長： 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける） 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
    - ☐ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
    - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿

**所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ５日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第９条第６項（b）に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会委員長 日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会メンバー 日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会チェックリスト
第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ クラブ会長： 務めた年度＿＿＿＿＿＿
- ☐ クラブ理事会 務めた年度＿＿＿＿＿＿
- ☐ クラブ理事会 務めた年度＿＿＿＿＿＿
- ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける） 務めた年度＿＿＿＿＿＿
  - ☐ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度＿＿＿＿＿＿
  - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度＿＿＿＿＿＿

**所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ５日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第９条第６項（ｃ）に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会委員長 日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会メンバー 日付

標準投票用紙　地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

見本１：候補者が一人を超える場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に（印）[1]をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	投票欄
第一副地区ガバナー		
	候補者　A	○
	候補者　B	

見本２：候補者が一人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に（印）[2]をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	賛成	反対
地区ガバナー			
	候補者　A	○	

見本３：候補者が二名を超える場合の投票用紙

（注：一人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます（投票用紙は、上記の見本 1 のようなものとなります）。1 名の候補者が必要な得票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのような時間のかかる方法を取る余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1 回の投票で選挙を完了させることが可能になります。下記は優先順位投票用紙の見本です。）

投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号（1,2,3,4…）を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位（すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど）を付けます。

役職	氏名	選択順位
第二副地区ガバナー		
	候補者　A	4
	候補者　B	2
	候補者　C	1
	候補者　D	3

[1] 地区は、投票に用いられるべき適切な印（×印、○印、✓印等）、又は全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。

[2] 地区は、投票に用いられるべき適切な印（×印、○印、✓印等）、又は全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が一番目に選択する候補者の横に「1」と数字を書き入れ、二番目に選択する候補者の横には「2」と記入するというように、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。
2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第一候補として指名する束に分けます。
3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者 1 人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。
4. 半数を超える投票用紙が一人の候補者を第一候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、一人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。
    a. 最も少ない束、つまり、第一候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者に準じて、残った候補者に配分されます。
    b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。
    c. 半数を超える投票用紙が一人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少投票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第二候補として記されている投票用紙については、第三候補として記されている候補者にその票を配分します。
    d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。一人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第二候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再分配するという手順を、必要に応じて繰り返します。
    e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。

5. 投票集計のいかなる段階においても、一人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。
6. いかなる時点においても、二人以上の候補者が同数で最少得票数となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は 1 回にまとめて再配分されます。
7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で二人又はそれ以上の同点得票数が残った場合）、第一候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。